

前川中継ポンプ場流入渠外耐震化実施設計（詳細）業務委託 一般仕様書

第1章 総 則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、既存の耐震診断結果を踏まえ、耐震化工事を実施するために必要な各種計算書、設計図面等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。この外、千葉県県土整備部発行の「設計、測量、地質・土質調査各業務共通仕様書（以下、共通仕様書）」並びに関係法令及び監督員の指示に従って業務を履行するものとする。【なお、共通仕様書第 1102 条用語の定義に定めてある「調査職員」は「監督員」、「検査職員」は「担当課長」、「管理技術者」は「主任技術者」と置き換え使用するものとする。「監督員」とは、契約書第 5 条第 1 項に規定する者であり、担当職員を称している。】

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1. 8 提出書類

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出しなければならない。

- | | | | |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (イ) 着手届 | (ロ) 工程表 | (ハ) 主任、照査技術者届 | (ニ) 職務分担表 |
| (ホ) 業務計画書 | (ヘ) 照査計画書 | (ト) 完了届 | |
| (チ) 納品書 | (リ) 請求書等 | | |

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度承認を受けるものとする。

1. 9 主任技術者及び技術者

- (1) 受注者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を専任で配置しなければならない。
- (2) 主任技術者は、技術士（総合技術管理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又はシビルコンサルティングマネージャー【RCCM】（下水道）の資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1. 10 工程管理

受注者は、月毎に進捗状況を発注者に報告するものとする。また、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正をおこなわなければならない。

1. 12 関係官公庁との協議

受注者は、関係官公庁と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 13 著作物の譲渡等

- (1) 受注者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 発注者は、成果品が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (3) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾

なく自由に改変することができる。

- (4) 受注者は、成果品（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないにもかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、第1章6の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

1. 14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1. 15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調 査

2. 1 資料の収集

業務上必要な資料、地盤資料、防災・利水資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者などにおいて将来計画を含め十分調査しなければならない。

2. 2 現地踏査

特記仕様書に示された調査・設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況、支障物件の調査（埋設物を含む）及び作業ヤード等の現地を十分に把握しなければならない。

第3章 設計一般

3. 1 打合わせ

- (1) 業務の実施に当っては、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3. 2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指示する図書及び本仕様書第7章の準拠すべき図書に基づき、設計を行なう上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3. 3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、発注者との協議の上、これらの解決に当らなければならない。

3. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料などは全て明確にし、整理して提出しなければならない。

3. 5 事業計画図の確認

受注者は第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域に係る事業計画図書の確認をしなければならない。

3. 6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

3. 7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を報告書に明記しなければならない。

第4章 耐震化実施設計（詳細設計）

耐震化実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、実施設計（詳細設計）図書としてまとめなければならない。

4. 1 実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

- (イ) 受注者は、実施設計（詳細設計）業務を進めるにあたり、設計対象施設に関する耐震診断結果、補強計画（案）等の内容について確認を行わなければならない。
- (ロ) 土木建築構造物の計算に先立ち、構造分類に基づいた設計条件、荷重条件、設備機器の重量表、主要形状寸法一覧表、主要設備機器の搬出入経路及び各部寸法の確認を行わなければならない。
- (ハ) 工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構築物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物（以下、仮設構築物という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認または検討を行わなければならない。

4. 2 実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する事項

受注者は、発注者が提供した資料、または受注者が調査した事項について、整理し、確認または検討を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された既存成果のうちで、実施設計（詳細設計）で使用できるものは再使用を妨げない。

- (イ) 土木関係
 - ① 構造計算書
 - ② 基礎計算書
 - ③ 仮設計算書
 - ④ 水理計算書
 - ⑤ 容量計算書

⑥ 施工計画書（施工計画に伴う各種計算書含む）

4. 3 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、対象施設並びに仮設構造物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

（イ）土木関係

- ① 一般平面図
- ② 水位関係図
- ③ 構造図
 - a) 平面図
 - b) 縦横断面図
 - c) 杭配置図
- ④ 詳細図
- ⑤ 配筋図
- ⑥ 既設撤去図
- ⑦ 工事特記仕様書

4. 4 工事設計書の作成に関する作業

受注者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- （イ）数量計算書
- （ロ）工期算定計算書
- （ハ）見積依頼書
- （ニ）工事設計書（金抜設計書）

4. 5 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表、流量計算表、図面、構造計算書等を集成するものとする。

報告書は、金文字黒表紙、2つ穴とし、CD-Rを綴じ込み、クリアーボックスにて提出すること。

第5章 照査

5. 1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で、技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5. 2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置し、次のいずれかに該当する資格保有者として、発注者に通知するものとする。

・技術士（総合技術管理部門（下水道）、上下水道部門（下水道）又は RCCM（下水道）

また、受注者は、照査技術者の氏名、担当する業務内容、経歴書及びその他必要な事項を監督員に提出するものとする。

5. 3 照査事項

受注者は、下水道施設の耐震性向上の重要性を十分に認識し、調査・設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 設計計画の妥当性（設計方針、設計条件等）の照査
- (2) 各種計算書の適切性に関する照査
- (3) 各種設計図の適切性に関する照査
- (4) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第6章 提出図書

6. 1 提出図書

提出図書は次項により提出しなければならない。なお、これによりがたい場合は発注者と協議すること。

6. 2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮尺	形状寸法・提出部数
(1) 設計図面	任意	A 3 判折りたたみ製本 2 部
(2) 設計計算書		A 4 又は A 3・2 部
(3) 数量計算書		A 4・2 部
(4) 工事特記仕様書		A 4 又は A 3・2 部
(5) 工事設計書		A 4・2 部
(6) 報告書（概要版含む）		〃
(7) 打合せ議事録		〃
(8) その他参考資料		原稿一式
(9) 各種資料は電子データ化し、提出すること。		原則として CD-R

設計に伴って、収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第7章 準拠すべき図書

7. 1 準拠すべき図書

業務は、下記に掲げる最新版と図書に準拠しておこなうものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

- ~~(1) 発注者の下水道構造標準図~~
- ~~(2) 発注者の道路埋設標準定規~~
- (3) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)

(4)	下水道施設維持管理指針	(日本下水道協会)
(5)	小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説	(日本下水道協会)
(6)	下水道管路施設設計の手引	(日本下水道協会)
(7)	下水道施設の耐震対策マニュアル	(日本下水道協会)
(8)	下水道施設の耐震対策指針と解説	(日本下水道協会)
(9)	下水道施設耐震計算例(管路施設編、処理場ポンプ場編)	(日本下水道協会)
(10)	下水道推進工法の指針と解説	(日本下水道協会)
(11)	下水道マンホール安全対策の手引き(案)	(日本下水道協会)
(12)	水理公式集	(土木学会)
(13)	コンクリート標準示方書	(土木学会)
(14)	トンネル標準示方書(シールド工法編)・同解説	(土木学会)
(15)	トンネル標準示方書(山岳工法編)・同解説	(土木学会)
(16)	トンネル標準示方書(開削工法編)・同解説	(土木学会)
(17)	土木工学ハンドブック	(土木学会)
(18)	地盤工学ハンドブック	(地盤工学会)
(19)	道路技術基準通達集	(国土交通省)
(20)	道路構造令の解説と運用	(日本道路協会)
(21)	道路土工仮設構造物工指針	(日本道路協会)
(22)	道路土工擁壁工指針	(日本道路協会)
(23)	道路土工カルバート工指針	(日本道路協会)
(24)	共同溝設計指針	(日本道路協会)
(25)	道路橋示方書・同解説	(日本道路協会)
(26)	水門鉄管技術基準	(水門鉄管協会)
(27)	改訂新版建設省河川砂防技術基準(案) 同解説	(日本河川協会)
(28)	港湾の施設の技術上の基準・同解説	(日本港湾協会)
(29)	市原市下水道例規集	
(30)	市原市公共下水道設計基準	
(31)	市原市小型マンホール設置基準	
(32)	市原市浅埋設設置基準	
(33)	市原市公共下水道耐震化基本計画	
(34)	市原市公共下水道総合地震対策計画書	
(35)	市原市汚水処理整備構想(案)	
(36)	管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン	(日本下水道協会)
(37)	下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン	(国土交通省)
(38)	下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)	(日本下水道協会)
(39)	下水道施設改築・修繕マニュアル(案)	(日本下水道協会)

- (40) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－ (日本下水道協会)
- (41) 下水管きょ改築等の工法選定手引き (案) (日本下水道協会)
- (42) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～ (日本下水道新技術機構)
- (43) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル
(日本下水道新技術機構)
- (44) 取付け管の更生工法による設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (45) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (46) 管きょの修繕に関する手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)